

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

平成二十七年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル航空写真撮影及び写真地図作成）
- 二 測量の地域 桜井市
- 三 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月二十日まで